



平成30年9月4日  
住宅局建築指導課

## 一級建築士の懲戒処分について

一級建築士に対し、建築士法第10条の規定により、中央建築士審査会※（8月24日開催）の同意を得て、別紙のとおり業務停止処分（8月24日付け）を行いましたので公表します。

※ 中央建築士審査会は、一級建築士試験や一級建築士の懲戒処分等に関する審議を行うため、建築士法第28条に基づき設置されております。

## 一級建築士の懲戒処分について

1 あらい すなお 新井 直 (登録番号 第251971号)

## ① 処分の内容

平成31年3月1日から業務停止1年

## ② 処分の原因となった事実

埼玉県内の建築物（11物件（建築確認：平成14年5月、同年8月、同年9月、同年10月、同年11月、平成15年1月、同年3月、同年5月、同年8月、同年10月、同年12月））について、ナオ設計（埼玉県知事登録第6911号）の業務に関し、設計者として、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第46条第4項の規定に適合しない設計（壁量不足による耐震性の不足等）を行った。

2 くりやま たつみ 栗山 立己 (登録番号 第231462号)

## ① 処分の内容

平成31年3月1日から業務停止14日

## ② 処分の原因となった事実

大阪府内の建築物（1物件（建築確認：平成29年2月））について、株式会社ハウスデザインズプラス一級建築士事務所（大阪府知事登録（イ）第24997号）の業務に関し、代理者及び工事監理者として、虚偽の確認済証を作成してその写しを建築主へ渡した。また、確認済証の交付を受けずに工事が行われることを容認した。

3 よしかわ つとむ 吉川 勉 (登録番号 第342436号)

## ① 処分の内容

平成31年3月1日から業務停止14日

## ② 処分の原因となった事実

北海道内の建築物（1物件（建築確認：平成28年4月））について、RCテクノ株式会社の業務に関し、一級建築士たる建築主かつ工事施工者として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条の3第6項の規定に違反し、特定工程（2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事）の中間検査合格証の交付を受けずに工事を続行した。

また、同建築物について、RCテクノ株式会社（北海道知事登録（石）第5834号）の業務に関し、一級建築士たる工事監理者として、中間検査合格証の交付を受けずに工事が続行されることを容認した。

4 <sup>ふじはら</sup>藤原 <sup>ひろふみ</sup>博文 (登録番号 第271065号)

① 処分の内容

平成31年3月1日から業務停止14日

② 処分の原因となった事実

鳥取県内の建築物（1物件（建築確認：平成28年6月））について、有限会社藤原工務店の業務に関し、一級建築士たる工事施工者として、建築基準法第6条第8項の規定に違反し、同法第6条第1項又は第6条の2第1項による確認済証の交付を受けずに建築工事を行った。

以上